

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

新生活 賃貸借契約を 理解してトラブルを防ごう！

2月から4月は、賃貸住宅の原状回復に関する相談が多くなります。契約後に借主に不利な条件を見つけても、一方的に契約を解除することは原則できないため、契約前に内容をしっかり確認し、慎重に検討しましょう。

賃貸契約のトラブルとして、退去時に高額な修理費用を請求されたといった相談が寄せられています。

契約書チェックポイント

- 借りる部屋の名前や場所、設備に間違いはないか
- 契約期間はいつからいつまでで、賃料の金額や支払方法、計算方法に間違いはないか
- 貸主や管理業者の連絡先は記載されているか
- 修理、契約の更新、退去する時の手続き、原状回復についてはどのように決められているか
- 禁止行為、その他、特約事項はないか

ポイント

契約時 契約書などをよく読み、禁止事項や特約について確認する。

入居前 賃貸物件の原状をよく確認し、写真に残しておく。

入居中 トラブルは貸主側にすぐ相談し、無断で修繕しない。

退去時 精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。

賃貸借契約について不安になったときや、トラブルになったときは、消費生活センターなどに相談しましょう。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

